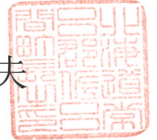


農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月27日

佐呂間町長 川 根 章 夫



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲  
佐呂間町
2. 協議の結果を取りまとめた年月日  
平成31年3月26日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況  
経営体数 法人 11経営体  
個人 93経営体
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
担い手はいるが十分ではない
5. 農地中間管理機構の活用方針  
農地の利用集積を進める中で、出し手及び地域の意見を尊重しながら、農地中間管理事業を活用する。
6. 地域農業の将来のあり方  
担い手に集積・集約化する。  
経営の複合化、6次産業化、新規就農、経営コスト削減、法人化を促進する。